第三条第六項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三条第七項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三条第九項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

2　前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

（専門職大学の課程の設置及び変更の認可及び届出）

第四条の二　専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一　基本計画書（別記様式第二号）

二　学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

三　当該申請についての意思の決定を証する書類

四　前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類

五　教員名簿（別記様式第三号）

2　専門職大学の課程の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

第五条　第三条第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［項を加える。］

第三条第五項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三条第六項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三条第八項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［条を加える。］

第五条　第三条第一項、第五項及び第八項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］